

平成 22 年度

事業計画書

財団法人 交流協会

(平成 22 年 3 月)

平成22年度事業計画書

I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾との間で、邦人保護を含めた人的往来や、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として設立された財団法人であり、そのため、東京に本部を置くほか、台北と高雄に在外事務所を有する。

事業に要する経費については、政府の「できる限りの支持と協力を与える」（昭和47年12月26日二階堂官房長官談話）との方針に基づき、その大部分（現在96%前後）を国からの補助金等により賄うとともに、残りは民間からの維持会費等によって支えられる体制となっている。

当協会は設立以来37年間を経過したが、その間寄付行為に定められた各種事業を、日台関係の動向を踏まえて、時々重点を柔軟に判断しながら、着実に遂行してきた。

平成22年度にあっては、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施することとする。

また、個別事業の内容は、「Ⅱ各論」のとおりである。

1. 日台関係の現状

- (1) 台湾は日本にとって米国、中国、韓国に次ぐ第4位の貿易相手であるばかりではなく、人的な往来も双方向で年間総計200万人（日本から100万人、台湾から102万人）を超え、また、相互に信頼感、親近感も高く、日台間の交流は極めて活発である。
- (2) 2008年5月に8年間続いた陳水扁民進党政権に代わる馬英九総統・蕭萬長副総統国民党政権が発足し、本年は3年目を迎える
- (3) 馬英九政権は、日本を台湾の「特別なパートナー」と位置付け、2009年を「台日特別パートナーシップ促進年」とし、対日重視の姿勢を示した。昨年日台間では、ワーキングホリデー制度の相互実施、東京・羽田空港と台北・松山空港間の直行定期便開設の合意、駐日台北経済文化代表事務所札幌支所の開設等、着実な成果が見られた。

- (4) 馬英九政権は、兩岸関係の調整を基本政策の大きな柱とし、経済関係を優先項目として、積極的に取り組んでいる。
三通の実現に次いで、昨年には、金融・投資緩和の制度化や農産品の検疫・検査協力、標準規格・検査・認証協力等の合意が実現し、「経済協力枠組み協議（兩岸経済合作架構協議。ECFA）」の合意が、次のテーマとなっている。
馬英九政権は、台湾の東アジアにおける周縁化を防ぐとの戦略に基づいて行動しており、兩岸間でのECFAの合意により、中国との経済関係の緩和に加えて、日本や他の東アジア諸国等との経済連携取り決めも可能になるものと期待しており、日本としてもその動向が注目される。
- (5) 2009年末以降実施された台湾の県・市長選挙及び立法院委員補欠選挙（2回）は、与党国民党にとって厳しい結果となっており、本年12月の直轄5大市長選挙へ向けた動きが活発化している。
- (6) 台湾住民の対日信頼度は高い。しかし、日本語世代である祖父母世代と、比較的日本との関係が薄いしかし台湾社会を支える中堅層である父母世代と、自由に日本のポップカルチャーに親しんでいる孫世代との間には温度差がみられる。
- (7) 台湾社会において「日本語世代」が第一線から引きつつある一方、日本語やポップカルチャーを超えて日本の政治、社会、経済等を深く把握する専門家や研究者が必ずしも育っていない現状にあり、次世代の日台関係を担う人材の育成が急務となっている。
- (8) 亜東関係協会との間で実施される貿易経済会議は、既に34回を経過し、着実な成果を上げている。
- (9) 日本企業にとって、兩岸の経済関係が急速に緩和されつつある中、高品質製品の生産能力を有し、かつ、大陸ビジネスに優位性を有する台湾企業とのアライアンスの戦略的重要性が、益々高まっている。既に実績を積み重ねつつある大企業への側面支援とともに、台湾との接触手段を模索している中小企業あるいは地方企業・地方自治体への支援が重要になっている。
- (10) 現下の我が国の厳しい経済状況は、当協会事業への参加者数や当協会維持会員の動向等にも影響を及ぼす可能性があり、留意を要する。

2. 平成22年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進実現のため、特に下記の点に留意しながら「Ⅱ各論」で説明する個別事業を行う。

- (1) 馬英九政権との密接な接触を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。
- (2) 人的往来の広がりとともに、台湾における邦人保護事業の重要性は増しており、その実施に遺漏なきを期す。
- (3) 文化交流、経済交流、地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。
- (4) 文化及び人的交流事業においては、台湾中堅層の取り込みとともに、特に、日本への関心が強く、また次の日本との関係を担うこととなる青少年層の交流促進に努める。
- (5) 台湾側における日本研究の基盤を厚くし優秀な日本専門家を育成する体制作りへの努力を支援する。
- (6) 馬英九政権による兩岸関係調整状況について、日本側関係者に対する情報提供を積極的に進める。
- (7) 貿易経済会議の円滑な運営とそのフォローアップ等に努める。
- (8) 日台企業のアライアンス支援については、先端技術、環境エネルギー、食品安全等双方に関心の深い分野について重点的に取り組むとともに、中小企業、地方企業、地方自治体への支援に努めることとし、そのため、台湾側諸機関やジェトロ、商工会議所、地方自治体等の日本側関係機関との連携を一層強める。
- (9) 厳しい経済状況の中、維持会員確保の努力を継続するとともに、当協会事業の実施については、効率的かつ重点的な実施に努める。
- (10) 派遣・招聘やセミナー開催などの事業の実施に当たっては、予算上の目的などを十分に考慮しながら、可能な限り連携をとった実施に努める。

- (1 1) 当協会の事業対象が地方や中小企業に拡大していく趨勢を考慮し、また公益法人として求められる情報開示に対応する観点からも、当協会のホームページや機関誌「交流」など広報媒体の活用について一層の工夫を行う。
- (1 2) 公益法人改革への対応については、監督官庁と十分な協議を行いつつ、事務的には、平成22年度中の移行申請も可能とすることを目途として、各種準備を進める。

II. 各論（個別事業説明）

平成22年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

(1) 総務、渉外関係事業

- (イ) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種の便宜を図る。
- (ロ) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他の外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図る。
- (ハ) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な援助を行う。
- (ニ) 台湾近海におけるわが国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (ホ) 我が国船舶の台湾諸港への入域(緊急入域を含む)、船員の病気及び解雇その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。
- (ヘ) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (ト) 台湾における在外選挙(郵便投票等)を行うため、在外選挙人名簿登録

の受付、在外選挙人証の交付、在外選挙人証等受渡簿の抄本を閲覧に供する等必要な業務を行う。

(2) 貿易、経済関係事業

- (イ) 貿易経済会議の結果について必要なフォローアップ等を行うとともに、台湾での第35回貿易経済会議を円滑に開催する。
- (ロ) 台湾との中小企業交流及び地域交流の重要性が高まっていることにかんがみ、ジェトロや商工会議所、地方公共団体等、また、台湾の関係諸機関との連携を図りながら、各地において、日台双方の実情につき理解を深めるためのセミナーや商談会等の開催を行う。
- (ハ) 台湾の財界指導者、学識経験者等の有力者を招聘し、わが国の経済産業界指導者等と大局的見地から意見交換を行い、双方の理解と交流を深める。
- (ニ) 台湾の経済・技術関連等の報道関係者や中堅指導者を招聘し、関係者との意見交換、施設見学等を行い、双方の理解と交流を深めるとともに、台湾における報道を通じ日本への理解を深める。
- (ホ) 貿易、経済関係の一般情報および市場動向について情報収集に努め、「資料集」等を発行し維持会員を含む関係者に配布するほか、ホームページを活用して広く利用に供する。
- (ヘ) 台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進等のため対日投資、企業交流についてコンサルティングを行う。
- (ト) 日台間の貿易・投資・技術交流の推進に資するため、各種ミッションの受入等を実施する。
- (チ) 将来の日台間の貿易・経済交流を促進するため、若手を招聘し、研修を実施して人材育成を行う。
- (リ) 日本の中小企業と台湾企業との合弁、技術提携等のビジネス・アライアンスを促進するため、ビジネス・アライアンスを希望する日台双

方の企業の発掘、企業情報のデータベース整備、セミナーの開催、海外提携相談業務、交流会開催等を行うとともに、Web-site「日台ビジネスステーション」を運営し貿易経済交流の促進に資する情報提供を行う。

(ヌ) 昨年日本で日台ビジネス協議会が当協会日台ビジネス交流推進委員会へ改組され、本年に入り台湾側カウンターパートの台日商務協議会も社会団体「台日商務交流協進会」へ改組されたことを受け、一層の交流促進に努めるとともに、日台合同幹部会を東京で開催する

(ル) 日台間の円滑な電子商取引を実現し、IT関連ビジネスの促進を図るため、日台ITビジネスダイアログを日本で開催する。

(ロ) 台湾における日系企業の産業財産権の権利行使を支援し、権利保護を図るため、情報の収集及び現地進出企業に対してアドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。また、台北事務所に産業財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。

(ワ) 地域経済団体、業界団体及び地方公共団体等の依頼により、市場調査及び投資等に必要な便宜を図る。

(カ) 台湾の経済開発・対外貿易等の動向、日台貿易経済関係の状況等について、調査研究するとともに、台湾の貿易経済に関する資料、情報の収集等を行い国内に提供するとともに、幅広い講演会を行う。

(コ) 我が国中小企業の国際化を図るため、台湾における現地法人又は取引先等の技術者に対して本邦において技術研修を実施する中小企業に対して、研修費用の一部を補助する。

(3) 技術交流事業

先端技術（IT、ナノテク・材料、バイオテクノロジー）、環境・エネルギー、医療福祉、防災など日台の要望の強い項目に重点を置きつつ、以下の事業を実施する。

(イ) 台湾からの要請に基づき、日本の学識経験者、政府関係機関等の高級技術者を派遣し、先端技術関係等の施設訪問、情報・意見交換等を行う。

(ロ) 日台双方の関心の高い、先端技術開発等の科学技術交流セミナー、シンポジウムへの助成を行う。

(ハ) 先端技術開発等において日台双方の大学等の研究機関において、共通するテーマを選んで行う共同研究への助成を行う。

(ニ) 先端技術分野等で活躍している日台双方の若手研究者を招聘及び派遣する。

(4) 文化交流事業

「(7) 日台知的交流事業」等とも連携を取りながら、日本研究の推進、青少年交流の促進、日本文化紹介事業、発言力のある人材の招聘、地方交流に重点を置きつつ、以下の事業を行う。

(イ) 日本研究支援のため日本の各界の協力を得て専門家を台湾に派遣する。我が国からの日本語専門家、台湾研究を行っている研究者及び文化人等並びに大学・大学院生のグループの台湾への派遣の他、各種展示会、日本の伝統文化紹介の公演等に対する助成及び日本文化紹介事業を行う。

(ロ) 台湾からの日本研究者や文化人、オピニオンリーダー及び青少年グループ等の招聘の他、台湾人日本語教師に対する本邦研修等事業を実施する。

(ハ) 台湾の大学等に対する日本関係図書等の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し、ホームページによる幅広い広報を実施する。

(ニ) 台北事務所内にある日本語センター等を活用し、台湾における日本語教育支援を行う。

(ホ) 台湾における日本研究機関に対する支援、日本語弁論大会等への支援、留学生同窓会の開催の他、日本語能力試験の実施等の事業を行う。

(5) 海外子女教育事業

在留邦人子女の教育に関しては、台北、台中及び高雄の各日本人学校に対し、文書の転達等必要な業務を行う。

(6) 留学生奨学事業

当協会奨学金留学生（長期及び短期）の募集、選考、受入れ及び奨学金等の支給に関し、必要な業務を行う。

(7) 日台知的交流事業

(イ) 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図り、また台湾の人文・社会科学系研究者の日本での研究を支援する。

(ロ) ①台北における「日台交流センター」において、関係する図書及び資料を収集し閲覧に供する。

② 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。

(7) 広報

当協会のホームページをより見やすく充実したものに一新するほか、機関誌「交流」については、ホームページとの分担を図りつつ、協会あげて誌面を充実する観点から、総務部に編集委員会事務局を置くとともに、在外事務所においても担当者を指名する。

(8) 公益法人改革への対応

移行申請については、監督官庁と十分な協議を行いつつ、事務的には、平成22年度中の申請も可能とすることを目途として、準備を進めるとともに、会計基準については、平成21年度決算から新「公益法人会計基準」に準拠した決算を行う。

(了)